

## 平成 26 年から適用される税制改正重要項目

### 一 所得税関係

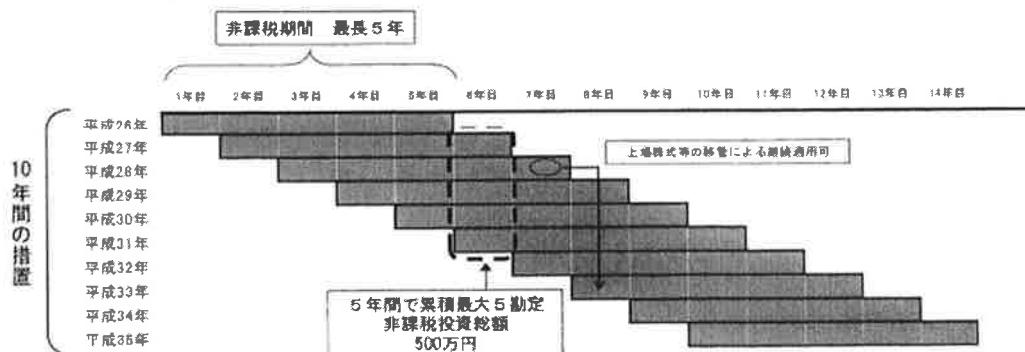
#### 1 平成 22 年度改正による項目

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）（措法9の8、37の14）が、平成26年1月1日より施行されました（平成22年度改正法附則1、52、61、64）。この制度の概要は次のとおりです。

- (1) 居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」という。）内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等は、所得税の非課税となります（措法9の8等）。
- (2) 居住者等が、非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等は、所得税の非課税となります（措法37の14等）。

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 非課税対象   | : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益                                      |
| 2. 非課税投資額  | : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限<br>(未使用枠は翌年以降繰越不可) |
| 3. 非課税投資総額 | : 最大500万円 (100万円×5年間)  |
| 4. 口座開設期間  | : 平成26年から平成35年までの10年間 (毎年新たに口座開設は不要)                         |
| 5. 保有期間    | : 最長5年間、途中売却は自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)                           |

#### 〈非課税措置のイメージ〉



#### 2 平成 23 年 12 月の改正による項目

事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等（所法231の2）について、個人の白色申告者で不動産所得、事業所得又は山林所得を有する者は、これらの事業所得等の金額にかかわらずすべて記帳義務・記録保存義務が課されること（所法231の2①）。

#### 3 平成 25 年度改正による項目

##### (1) 住宅借入金等特別控除（措法41）

住宅借入金等の年末残高の限度額等が次のとおり改正されました

居 住 年		借入限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月 ～ 平成29年12月	特定取得に該当しない場合	2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	20万円 (30万円)
	特定取得に該当する場合	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	40万円 (50万円)

(注1) 「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税率により課されるべき消費税額等(8%)である場合におけるその住宅の取得等をいいます(措法41⑮, 41の3の2⑯)。

(注2) 表中のかっこ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

#### (2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除(措法41の3の2)

住宅借入金等の年末残高の限度額(1,000万円)のうち特定増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の限度額(特定増改築等限度額)等が、次のとおり改正されました。

居 住 年	特定増改築等限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
	1,000万円から特定増改築等限度額を控除した残額			
平成26年1月 ～ 平成29年12月	特定取得に該当しない場合	200万円	2.0%	5年間
		800万円	1.0%	5年間
	特定取得に該当する場合	250万円	2.0%	5年間
		750万円	1.0%	5年間

(3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例例(震災特例法13の2)

再建住宅に係る住宅借入金等の年末残高の限度額等が、次のとおり改正されました。

居 住 年	再建住宅に係る住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月～3月	3,000万円	1.2%	10年間	36万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.2%	10年間	60万円

#### (4) 住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)

##### ① 耐震改修工事限度額等

住宅耐震改修の完了年	耐震改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成26年1月～ 平成29年12月	新消費税率適用対象	250万円	10% 25万円
	旧消費税率適用対象	200万円	10% 20万円

② 平成26年4月1日以後に行う住宅耐震改修については、税額控除額の計算方法が住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その

補助金等の額を控除した後の金額)の10%相当額です。

(5) 住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)

- ① 改修工事限度額等を次のとおり改正します。

イ 特定居住者が高齢者等居住改修工事等をした場合

居住年	改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	200万円	10%	20万円
平成26年4月 ～平成29年12月	新消費税率適用対象	200万円	10%
	旧消費税率適用対象	150万円	10%

ロ 居住者が一般断熱改修工事等をした場合

居住年	断熱改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	200万円 (300万円)	10%	20万円 (30万円)
平成26年4月 ～平成29年12月	新消費税率適用対象	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
	旧消費税率適用対象	200万円 (300万円)	20万円 (30万円)

(注) 表中のかっこ内の金額は、併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の断熱改修工事限度額又は最大控除限度額です。

- ② 特定改修工事をした家屋を平成26年4月1日以後に居住の用に供した場合には、税額控除額の計算方法が特定改修工事に係る標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)の10%に相当する金額とします。
- ③ 特定改修工事をした家屋を平成26年4月1日以後に居住の用に供した場合には、高齢者等居住改修工事等及び一般断熱改修工事等の両方の工事をして同一年中に居住の用に供した場合の税額控除の限度額(20万円(太陽光発電設備の設置工事を行う場合は30万円))を廃止します。

(6) 認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)

認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用に係る限度額(認定住宅限度額)等が、次のとおり改正されました。

居住年	認定住宅の範囲	認定住宅限度額	控除率	最大控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
平成26年4月 ～平成29年12月	新消費税率適用対象	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%
	旧消費税率適用対象	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	500万円	10%

(7) 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 4）

青色申告書を提出する個人が、平成26年から平成28年までの各年に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給増加割合が5%以上であり、かつ、次の①及び②の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の特別税額控除（その年分の事業所得の金額に係る所得税額の10%（その個人が中小企業者である場合には、20%相当額を限度）とする制度が創設されました。

- ① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ② 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

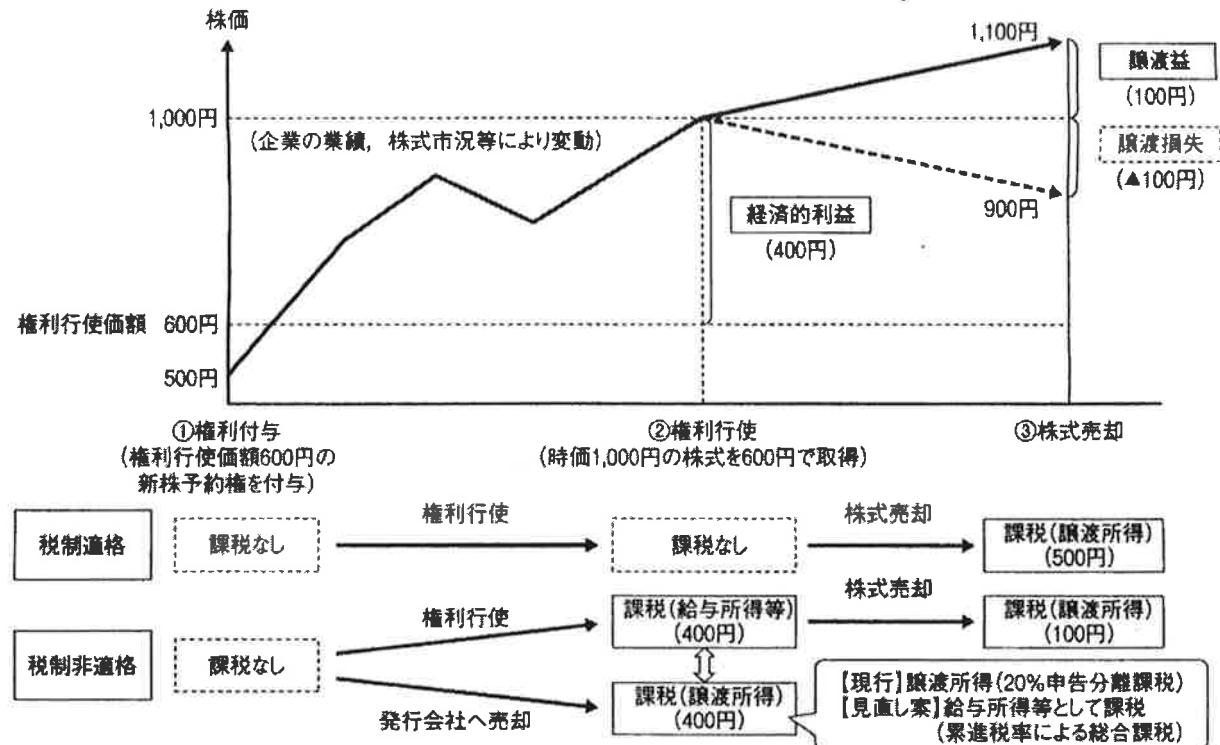
なお、平成26年度税制改正により、上記の雇用者給与等支給増加割合を平成26年については2%以上と、また平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等の支給額を継続雇用者に対する給与等の支給額とした上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることに改正されました。

#### 4 平成26年度改正による項目

(1) 発行法人から与えられた新株予約権の譲渡による収入金額（所法41の2）

発行法人から与えられた新株予約権等でその権利行使時に経済的な利益に対して課税されるものを、権利行使前にその新株予約権等の発行者に譲渡した場合には、当該譲渡の対価の額を、事業所得に係る総収入金額、給与等の収入金額、退職手当等の収入金額、一時所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額とみなして課税します。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用します。



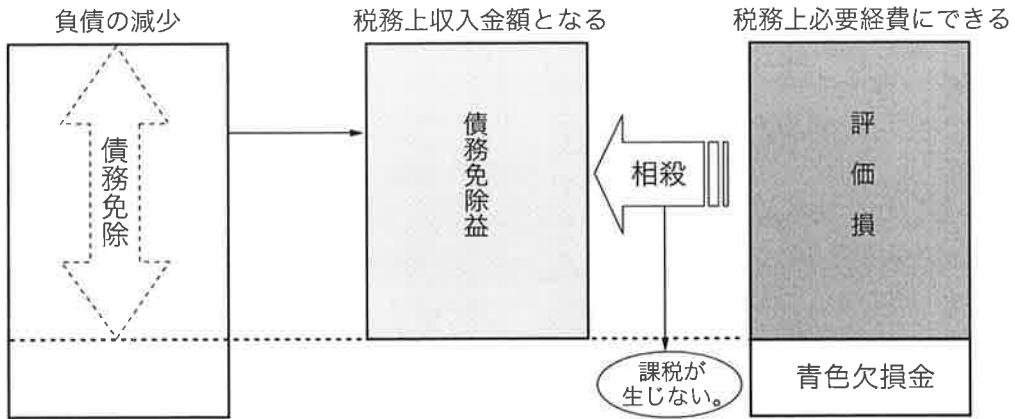
(出典 自由民主党税制調査会資料)

## (2) 免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の創設 (所法 44 の 2)

個人が、その有する債務につき、破産法の規定による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる事由により免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しません。ただし、当該経済的な利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、適用しません。

- イ 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額がないものとして当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合に当該各種所得の金額の計算上生じる損失の金額
- ロ 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額を当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

借り手の課税において、



(3) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の創設（措法 28 の 2 の 2）

事業を営む個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることその他の要件を満たすものに基づき免除を受けた場合において、当該準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評定を行っているときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する特例を創設します。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この特例を適用しないで計算したその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とします。

（注）上記の改正は、平成26 年4月1日以後に債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用します。

- ① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能<sup>(注)</sup>  
 (注) 事業所得等の金額を限度とする
- ② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益が総収入金額に不算入<sup>(注)</sup>  
 (注) 現行所基通 36-17（債務免除益の特例）の内容を税法上に明文化

(4) 生活に通常必要でない資産の範囲（所令 178①二）

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加えます。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等について適用します。

【改正前】		資産の種類	課税方式	損益通算
譲渡所得の基準となる資産 (たな卸資産及び 準たな卸資産を除く)	生活用動産 (例: 家具、衣類、冷暖房器具等)	非課税	不可	
	生活に通常必要でない資産 (動産・不動産) ゴルフ会員権、リゾート会員権など	総合課税	可	
	土地等・建物等	分離課税	不可	
	株式等			

(注) 生活に通常必要でない不動産を譲渡した場合は分離課税により課税され、損益通算はできない。

次に掲げる資産は、「生活に通常必要でない資産」として、その譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができないこととされている。

- ① 競争馬（事業用と認められるものを除く。）その射こう的行為の手段となる動産
- ② 居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽、又は保養の用に供する目的で所有するもの（別荘等）、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③ 貴石、貴金属、真珠、書画、こつとう及び美術工芸品等で 30 万円超そのもの、その他生活の用に供する動産のうち生活用動産以外のもの



【改正後】
上記②の範囲に、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」を加える。
<具体例>ゴルフ会員権、リゾート会員権など
(注) 平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等に適用する。

##### (5) 雜損控除に係る資産の損失金額（所令 206）

雑損控除の対象となる資産の損失金額について、その資産の時価（損失が生じた時の直前ににおけるその資産の価額）を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額に基づく価額（その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額）を基礎として計算する方法を加えます。

(注) 上記の「減価償却費累積額相当額」とは、その取得から譲渡までの間に業務の用に供されていた期間のない資産の場合には、その資産の耐用年数の 1.5 倍の年数に対応する旧定額法の償却率により求めた 1 年当たりの減価償却費相当額にその資産の取得から譲渡までの期間の年数を乗じて計算した金額をいいます。

##### (6) 予定納税額の通知（所法 104, 106, 107, 109）

所得税の予定納税制度について、次の措置を講じます。

- ① 災害等に係る国税通則法による納期限等の延長（以下「期限延長」という。）により、その年分の所得税につき納付すべき予定納税額の納期限がその年 12 月 31 日後となる場合には、その期限延長の対象となった予定納税額はないものとします。

② 災害等に係る期限延長により、その年 6 月 15 日において申告等の期限が延長される場合には、同日までに税務署長が行うこととされているその年分の所得税に係る予定納税額等の通知は、期限延長により延長された第 1 期分の予定納税額の納期限（以下「延長後の納期限」という。）の 1 月前までに行います。ただし、延長後の納期限がその年 12 月 31 日後となる場合には、当該通知は要しないものとします。

#### (7) 土地・住宅税制

① 資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入（所令 93）

資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律のマンション敷地売却事業による借家権等の消滅が追加されました。

この改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に発生するやむを得ない事由について適用されます。

② 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法 28 の 4）

土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡が除外され、適用停止措置の期限が平成 29 年 3 月 31 日まで延長されました。

③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の改正が行われ、その適用期限が平成 28 年 12 月 31 日まで 3 年延長されました。

イ 適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づく一定のマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡又はそのマンション敷地売却事業に係る分配金取得計画に基づくそのマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡が追加されました（措令 20 の 2 ⑩）。

この改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に行う優良住宅地等のための譲渡について適用されます。

ロ 適用対象から、独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外します（措令 20 の 2 ②一）。

ハ 都市再生特別措置法の一定の都市再生推進法人に対する土地等の譲渡を引き続きこの特例の対象とします（措令 20 の 2 ②六）。

この改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う優良住宅地等のための譲渡について適用されます。

ニ 適用対象となる特定の民間再開発事業の施行区域の範囲を次のとおりとします（措令 20 の 2 ⑭）。

(a) 都市計画法の地区計画の区域を除外します（措令 20 の 2 ⑭二）。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う優良住宅地等のための譲渡について適用します。

- (b) 都市再生特別措置法の認定誘導事業計画の区域を追加するとともに、同法の認定整備事業計画の区域を除外します（措令20の2⑭四）。

この改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う優良住宅地等のための譲渡について適用します。

④ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園及び一定の 小規模保育事業の用に供する施設を追加する等の改正が行われました（措規14⑤三イ）。

この改正は、子ども・子育て支援法の施行の日以後に行う資産の譲渡について適用されます。

⑤ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が博物館法の規定により博物館に相当する施設として指定された博物館又は植物園の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合が追加されました（措法34②四、措令22の7③）。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

⑥ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、次の改正が行われました。

イ 適用対象に、都市再生特別措置法の一定の都市再生推進法人が行う立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合が追加されました（措法34の2②十）。

この改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

ロ 適用対象に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律のマンション敷地売却事業（一定のものに限る。）が実施された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が同法の売渡し請求により買い取られたときが追加されました（措法34の2②二十二の二）。

この改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

ハ 適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、一定の農地中間管理機構に買い取られる場合が追加されました（措法34の2②二十五）。

この改正は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

⑦ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3）

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の適用対象から農地保有合理化法人に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合が除外され、一定の農地中間管理機構に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合が追加されました（措令22の9①一）。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

⑧ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2, 36の5）

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価の額の要件が1億円（改正前：1.5億円）以下に引き下げられ、その適用期限が平成27年12月31日まで2年延長されました。

この改正は、平成26年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

⑨ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）

既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用対象となる特定民間再開発事業について、次の改正が行われました。

イ 当該事業の施行区域から都市計画法の地区計画の区域を除外します（措令25の4③, 20の2⑭二）。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用します。

ロ 当該事業の施行区域の範囲について、都市再生特別措置法の認定整備事業計画の区域を除外し、同法の認定誘導事業計画の区域を追加し、当該認定誘導事業計画に係る認定権者を国土交通大臣とする（措令25の4②③, 20の2⑭四）。

この改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用します。

⑩ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）

居住者が、地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たすときは、当該既存住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができます。

(注1) 本措置は、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、適用しません。

(注2) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用します。

⑪ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）の適用期限が平成27年12月31日まで2年延長されました。

#### (8) 金融証券税制

① 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3）

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、株式付与信託契約（上場株式等の発行法人等を委託者とする金銭の信託契約で、その信託契約に基づく信託の受託者はその上場株式等の取得をすること、その上場株式等はその発行法人等の従業員の勤続年数その他の基準を勘案して定めた上場株式等の付与に関する規則に従って当該発行法人等の従業員等に付与されることその他一定の事項が定められているもの（いわゆる「E S O P信託契約」）をいいます。）に基づき取得した上場株式等が追加されました（措令25の10の2⑯二十四）

この改正は、平成26年4月1日以後に株式付与信託契約に基づき取得する上場株式等について適用されます。

② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法37の13の2）

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の改正が行われました。

イ 適用対象となる地域再生法の認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社に係る同法の規定に基づく確認期限を平成28年3月31日まで2年延長します。

ロ 適用対象となる特定株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式を追加します（措法37の13①五）。

③ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の改正が行われました。

イ 適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成28年3月31日まで2年延長されました。

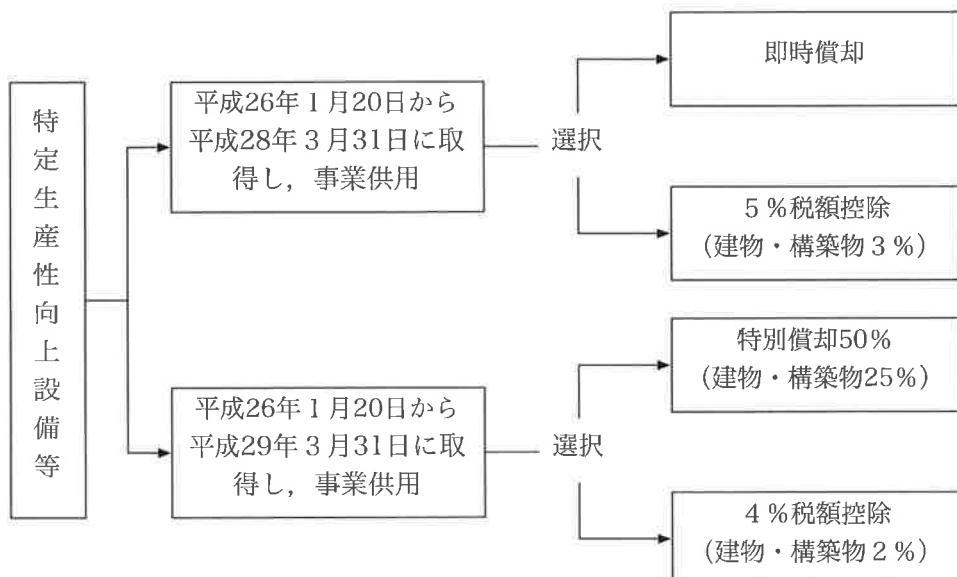
ロ 適用対象となる特定新規株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式が追加されました。

## (9) 事業所得等関係

### ① 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の5の5）

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除が創設され、青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置等で、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち一定の規模以上のもの（以下「特定生産性向上設備等」といいます。）の取得等をして、その特定生産性向上設備等を国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については、2%）相当額の税額控除（その年分の事業所得の金額に係る所得税額の20%相当額を限度）との選択適用ができることとされました。

なお、平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に、取得等をし、国内にあるその個人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、上記にかかわらず、その普通償却額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）相当額の税額控除との選択適用ができることとされました。



### ② 耐震基準適合建物等の特別償却（措法11の2）

耐震基準適合建物等の特別償却が創設され、青色申告書を提出する個人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成27年3月31日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除きます。）が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得等をするその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%相当額の特別償却ができるることとされました。

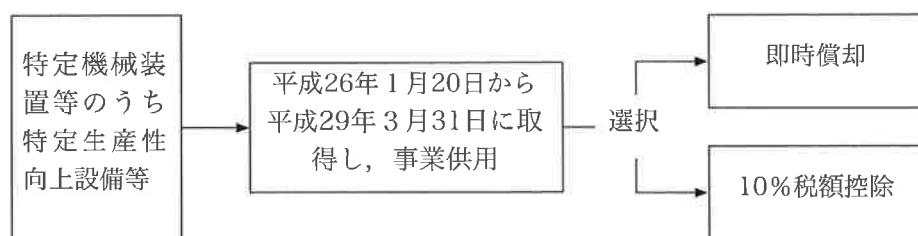
(注1) 耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの（同法の要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物）をいいます。

(注2) 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合することとなるものとして次の者による証明がされたものをいいます。

- イ 地方公共団体の長
- ロ 指定確認検査機関
- ハ 建築士

③ 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の3）  
中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除について、適用期限を平成29年3月31日まで3年延長し、青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち①の特定生産性向上設備等に該当するものについては、その普通償却額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の10%相当額の税額控除（その年分の事業所得の金額に係る所得税額の20%相当額を限度）との選択適用ができるようになりました。

なお、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとされました。



④ 特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例（措法37、37の4）

特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例について、既成市街地等の内から外への買換えにおける農業及び林業以外の事業の用に供される買換資産の対象区域に都市開発区域が追加される等の改正が行われ、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え以外の措置の適用期限が平成29年12月31日まで3年延長されました。

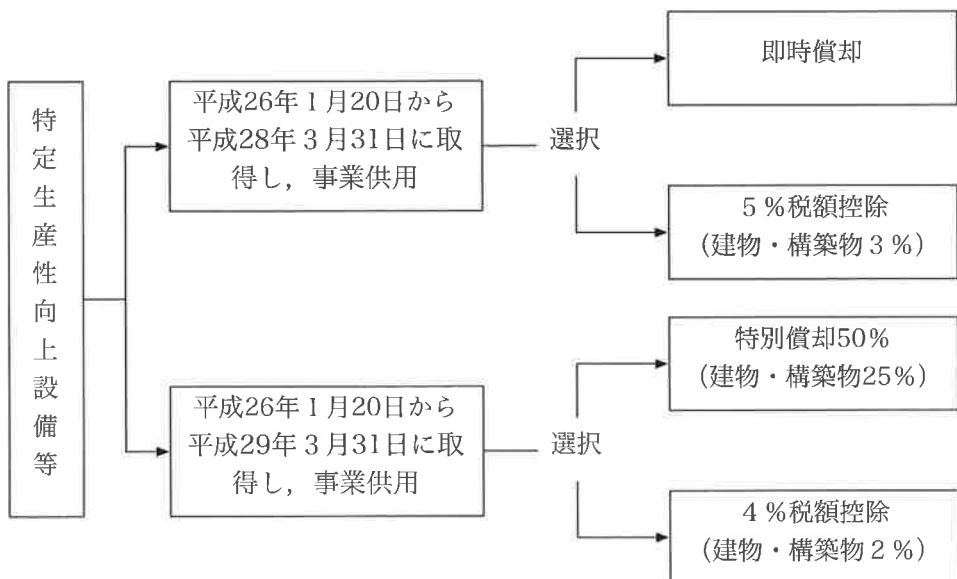
この改正は、平成26年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合におけるその譲渡について適用されます。

## 二 法人税関係

1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除の創設（措法42の12の5）＜法人住民税及び法人事業税＞

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間（指定期間といいます。）に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%が上限です。

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの間（指定期間といいます。）に取得等をしたものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用ができることとします。



なお、産業競争力強化法の施行日と新法の適用開始日（平成26年4月1日）との関係から、産業競争力強化法の施行の日から26年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をし、これを国内の事業の用に供した場合には、新法の適用開始日である26年4月1日を含む事業年度において、上記の特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の対象となる特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附

属設備、構築物並びにソフトウェアで、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち次の取得価額要件を満たすものをいいます。

取得価格要件（①②のいずれかを満たしているもの）		
	1台、1基又は1の取得価額	1台、1基又は1の取得価額及び1事業年度の取得価額の合計額
機械及び装置	160万円以上	—
工具	120万円以上	1台又は1基が30万円以上で、1事業年度の合計額が120万円以上
器具及び備品	同上	同上
建物	120万円以上	—
建物付属設備	同上	1の取得価額が60万円以上で、1事業年度の合計額が120万円以上
構築物	同上	同上
ソフトウェア	70万円	1の取得価額が30万円以上で、1事業年度の合計額が120万円以上

## 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除の見直し（措法42の6）

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（特定期間）内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等（上記参照）に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち平成26年4月1日以後に終了する事業年度において、即時償却又は法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。

なお、産業競争力強化法の施行日と新法の適用開始日（平成26年4月1日）との関係から、産業競争力強化法の施行の日から26年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をし、これを国内の事業の用に供した場合には、新法の適用開始日である26年4月1日を含む事業年度において、上記の特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

## 3 新事業開拓事業者投資損失準備金（ベンチャー投資を促進するための税制措置）の創設（措法55の2、68の43の2）

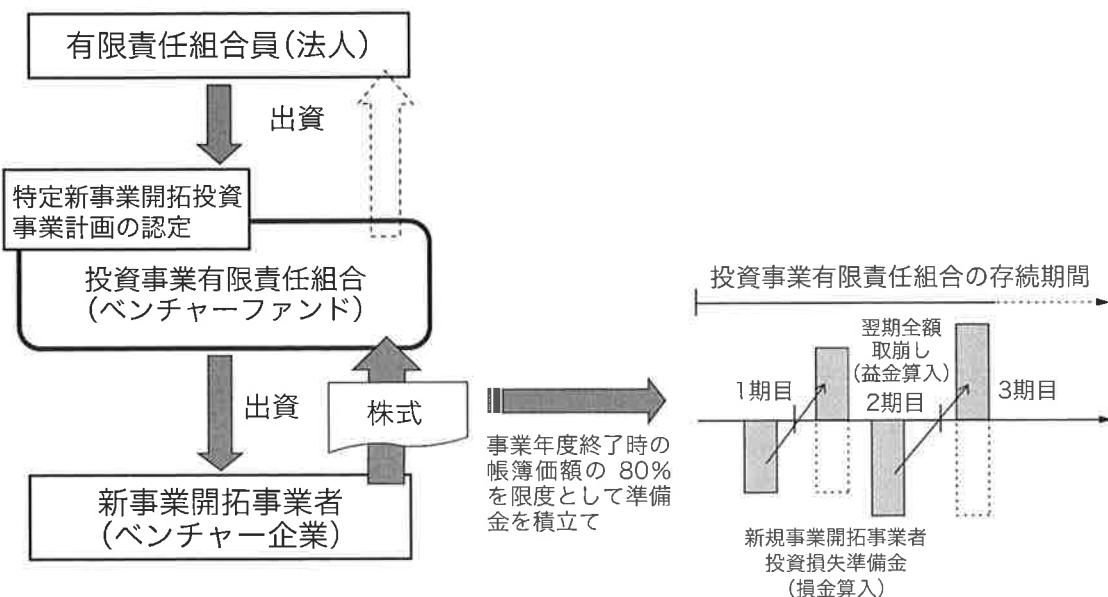
産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結している

もの（その投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合にはその投資事業有限責任組合に対する出資予定額が2億円以上であるものに限る。）が、その認定を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、同日からその投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内においてその特定新事業開拓投資事業計画に従ってその投資事業有限責任組合の組合財産となる同法に規定する新事業開拓事業者の株式を取得した場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、その期間内の日を含む各事業年度終了の時において有するその株式のその終了の時における帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとします。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積み立てた金額の全額を取り崩して、益金算入します。

（注1）上記の措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用します。

（注2）上記の適格機関投資家は、その投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時におけるその他有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上のものに限る。



#### 4 特定事業再編投資損失準備金（事業再編を促進するための税制措置）の創設（措法 55 の 3, 68 の 43 の 3）

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書を提出する法人で同法の施行の日（平成26年1

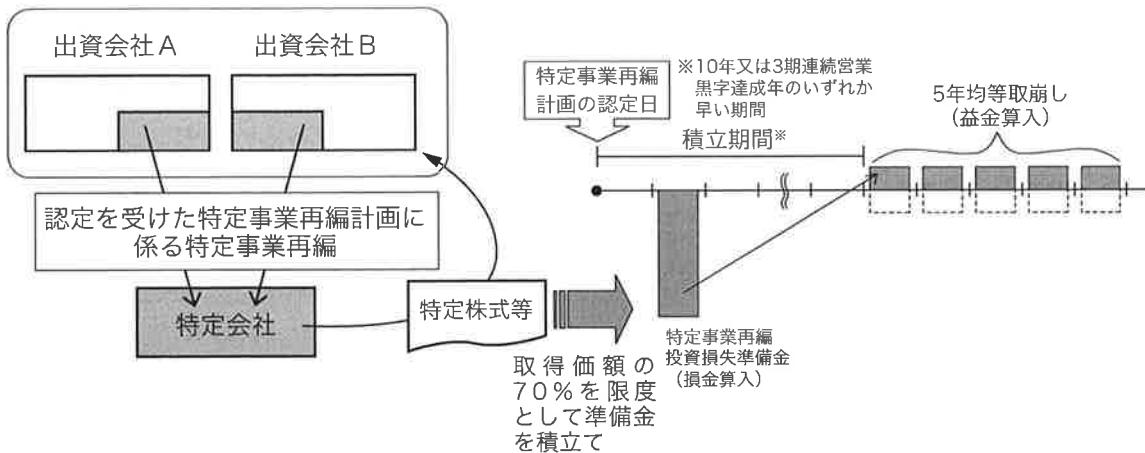
**月 20 日**) から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する特定事業再編計画について認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度のその積立期間内において、その特定事業再編計画に記載された同法に規定する特定事業再編に係る同法に規定する特定会社の特定株式等の取得（その特定事業再編前の取得を除く。）をし、かつ、その特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の 70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（その特定事業再編をした最初の事業年度において、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日まで引き続き有しているその特定会社の特定株式等の帳簿価額の 70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとします。

この準備金は、その積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から 5 年間で、その積立期間終了の日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入します。

(注 1) 上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用する。なお、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に特定株式等の取得をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度においてその準備金積立相当額の損金算入ができます。

(注 2) 積立期間とは、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日（その特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社が、同日までに 3 期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日）までの期間をいいます。

(注 3) 特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式（出資を含む。）又はその特定会社に対する貸付金に係る債権をいいます。



## 5 耐震基準適合建物等の特別償却（既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置）

の創設（43 の 2, 68 の 17）<固定資産税>

青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成 27 年 3 月 31 日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除く。）が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の 25% の特別償却ができることとします。

（注 1）耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの（同法の要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物）をいいます。

（注 2）耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合することとなるものとして次の者による証明がされたものをいいます。

- ① 地方公共団体の長
- ② 指定確認検査機関
- ③ 建築士

## 6 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 10 の 5 の 4, 42 の 12 の 4, 68 の 15 の 5）<法人住民税>

個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充

を行う観点から、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。

- (1) 雇用者給与等支給増加割合の要件を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとします。
- ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度（平成26年又は27年） 2%以上
  - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度（平成28年） 3%以上
  - ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度（平成29年） 5%以上
- (注) カッコ内は所得税の課税年分を示します。
- (2) 平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ることとします。
- (注1) 継続雇用者に対する給与等とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除きます。
- (注2) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度（平成26年）について適用します。なお、法人が同日を含む適用年度に改正後の制度を適用する場合において、経過事業年度（平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度）において改正後の要件の全てを満たすときは、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、その適用年度において、その税額控除額に上乗せして法人税額から控除できることとします。合わせて、控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せします。

## 8 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度等の創設（措法42の10、68の14）

青色申告書を提出する法人で国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として同法の認定区域計画に定められたものが、平成26年4月1日又は同法の区域計画に関する規定の施行の日のいずれか遅い日から平成28年3月31日までの間に、国家戦略特別区域内において、同法に基づく事業実施計画（仮称）に記載された機械装置、開発研究用器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及びその附属設備並びに構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）の税

額控除との選択適用ができますこととします。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができます。

なお、特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品については、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができますこととします。

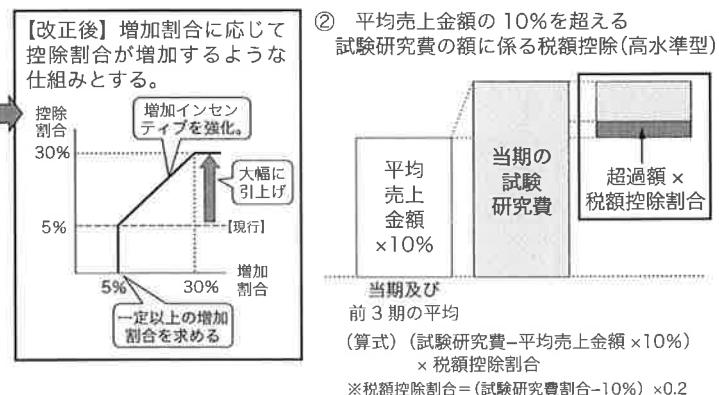
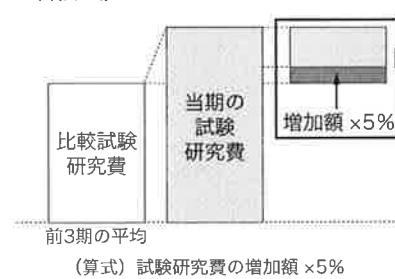
## 9 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）<法人住民税>

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度のうち試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（措法42の4⑨）については、青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとされました。

（注1）増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます。

（注2）増加割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます。

### ① 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）



（注）上記の研究開発税制の上乗せ措置（増加型又は高水準型）については、総額型（試験研究費の総額の8～10%（中小企業者等は12%）の税額控除。当期の法人税額の30%を限度）とは別枠（当期の法人税額の10%を限度）で適用できる。

## 10 復興特別法人税の1年前倒し廃止

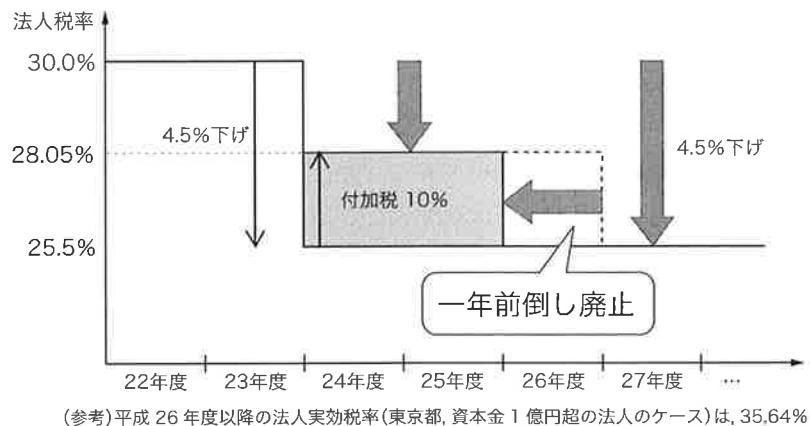
### （1）復興特別法人税の1年前倒し廃止（復興財源確保法40十、45、復興特別法人税令3）

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの指定期間が平成26年3月31日までとされ、また、課税事業年度が指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年（改正前：3年）を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされました。これにより、復興特別法人税の課税期間が1年短縮されました。

### （2）復興と区別所得税額の法人税額からの控除（復興財源確保法33②、旧復興財源確保法45③、復興特別法人税令4、復興特別所得税令13②）。

復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復

復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除します。この場合に、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付します。



(参考)平成 26 年度以降の法人実効税率(東京都、資本金 1 億円超の法人のケース)は、35.64%

## 11 交際費の損金不算入（措法61の4、68の66）

### (1) 接待飲食費の50%損金算入

交際費等の額のうち、接待飲食費の額の 50%相当額は損金の額に算入することとされました（措法 61 の 4①）。

この接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法 61 の 4④、措規 21 の 18 の 4、法規 59、62、67）。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じ。）のあった年月日
  - ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
  - ③ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
  - ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項
- (2) 中小法人については、上記(1)による損金算入と、定額控除限度額（800 万円）までの損金算入とのいずれかを選択適用できることとされました（措法 61 の 4①②）。

### 三 相続税

#### 1 相続税・贈与税の延納の担保不要（相法 38④）

相続税又は贈与税を延納する場合には、担保を提供しなければならないこととされていますが、それぞれの延納税額が 100 万円（改正前 50 万円）以下で、かつ、延納期間が 3 年以下の場合には、担保の摘要を要しないこととされています。

#### 2 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の課税の特例制度（措法 70 の 2, 70 の 3）

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に、地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存住宅用家屋を加えます

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。

#### 3 小規模宅地等の減額特例制度における特定居住用宅地等の要件緩和（措令 40 の 2）

##### (1) 有料老人ホーム（措令 40 の 2②）

有料老人ホームなどの施設等に入所していたことにより相続開始の直前において、次に掲げる事由により被相続人の居住の用に供されていなかった家屋の敷地である宅地等は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用することとなりました。

① 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けていた被相続人が次に掲げる住居又は施設に入居又は入所していたこと。

- (a) 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又有料老人ホーム
- (b) 介護保険法に規定する介護老人保健施設
- (c) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ((a) に規定する有料老人ホームを除く。)

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限る。）又は同条に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居していたこと。

なお、相続開始の直前において居住の用に供することができなかつた事由が被相続人等の事業の用又は別生計の親族の居住の用である場合には、特定居住用宅地等には該当しません。

(2) 一棟の二世帯住宅に係る居住用部分（措令 40 の 2④）

小規模宅地等の減額特例制度における被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分に限る。）が次のとおり改正されています。

① 区分所有建物の場合

被相続人が居住していた一棟の建物が建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物である場合には、その被相続人の居住用部分といい、したがって、この区分所有建物の他の区分所有部分に相続人等の親族が居住している場合であっても、その相続人等の親族が居住している部分は被相続人の居住用部分に含みません。

② 区分所有建物以外の建物の場合

被相続人が居住していた一棟の建物が区分所有建物以外の建物である場合には、被相続人のほか被相続人の親族（同一生計、別生計を問わない。）の居住用部分をいいます。したがって、その建物が各階ごとに行き来ができる独立型のため外階段を利用する建物、各階を内階段で行き来ができる建物のいずれであっても適用対象となり、また建物の所有が単独所有又は共有のいずれであっても被相続人のほか被相続人の親族（同一生計、別生計を問わない。）の居住の用に供する部分を含めた部分が適用対象となります。

上記の改正は、平成26年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する特定居住用宅地等に係る相続税について適用します。

## 四 消費税法

### 1 輸出物品販売場における輸出対象物品の拡大（消法8）

平成26年10月1日以後、輸出物品販売場（免税ショップ）を経営する事業者が、非居住者である外国人旅行者に対して物品を販売した場合には、販売した物品の種類により次の手続きを行うことにより消費税が免除されることとなった。

#### (1) 消耗品の場合（消法8①、消令18①②二、⑦二）

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下「消耗品」という。）を外国人旅行者に販売した場合において、1日にその店舗での販売価額が5,000円を超える50万円までのときには、次により輸出免税手続きを行う。

- ① 外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その旅券に輸出購入物品記録表を貼り付け、旅券等と割印を行う。
- ② 消耗品の購入日から30日以内に輸出する誓約書を受領すること。
- ③ 国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法による包装を行うこと。

#### (1) 消耗品以外の場合（消法8①、消令18②一、⑦一、⑧）

消耗品以外の一般物品を外国人旅行者に販売した場合において、1日にその店舗での販売価額が100万円を超えるときには、次により輸出免税手続きを行う。

- ① 外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その旅券に輸出購入物品記録表を貼り付け、旅券等と割印を行う。
- ② 一般物品を輸出する誓約書を受領すること。
- ③ 旅券等の写しを保存すること。

### 2 課税売上割合の計算（消令48⑤）

消費税の課税売上割合の計算上、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に係る金銭債権以外の金銭債権（貸付金債権等）の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。

### 3 價格表示（消法63）

消費税の課税事業者が消費者に対して販売する商品、資産の賃貸、提供するサービス等の価格については、平成16年4月1日以後値札、価格表、ラベルなどによりあらかじめ価格を表示するときには、その商品価格、賃貸価格、サービス価格に消費税及び地方消費税

を含めたいわゆる税込価額により価格表示をしなければならぬとされていた（消法63）。

今回の消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による  
値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、消費者に対する販売価格、賃貸価格、  
サービス提供価格について、税抜表示を認めることとされた。

これにより、平成26年4月1日以後価格表示を税抜表示とする場合には、消費者に対して  
明確に税抜価格であることを掲示し、消費税等を値札、ラベルにより別途表示することが  
望ましいとされた。なお、税抜価格により表示している事業者については、できるだけ速  
やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないとされている。

税込表示の場合には、税抜価格又は消費税等の額を値札、ラベルにより別途表示するこ  
ととされた（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法）。